

革新的技術創造促進事業（異分野融合共同研究）評価実施要領

第1 趣旨

革新的技術創造促進事業（異分野融合共同研究）（以下「異分野融合共同研究」という。）の進捗管理を行い、効率的で効果的に事業を行うため、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構競争的資金事業実施規程（15規程第73号。以下「競争的資金事業実施規程」という。）及び独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構選考・評価委員会運営規則（15規則第45号。以下「運営規則」という。）並びに本要領に定めるところにより、試験研究計画における研究成果の評価（以下「評価」という。）を実施する。

第2 評価を行う委員会等

- 1 異分野融合共同研究の評価は、運営規則第1条で設置する評議委員会（以下「委員会」という。）において実施する。
- 2 委員会は、次の条件を満たす者のうち、（独）農業・食品産業技術総合研究機構 生物系特定産業技術研究支援センター（以下「生研センター」という。）の所長（以下「生研センター所長」という。）が、運営規則第6条第2項に基づき、評議委員（以下「委員」という。）として委嘱した外部専門家及び行政関係者等により構成するものとする。
 - （1）異分野融合共同研究の評価について十分な学識と評価能力を有し、公正かつ中立な立場から評価を行うことができる者であること。
 - （2）その氏名、所属、研究論文等の実績及び主な経歴並びにその者が行う評価結果の公表について、あらかじめ同意することができる者であること。
- 3 委員の選任に当たっては、公正で透明な審査を行う観点から、特段の理由がある場合を除き、試験研究計画と利害関係を有する者は選任しない。

利害関係を有する場合とは、委員が次の（1）から（6）のいずれかに該当する場合とする。

 - （1）当該試験研究計画を実施する研究者（以下「研究実施者」という。）が、同一の民間企業、又は大学、独立行政法人等の研究機関において同一の部署、学科、研究所等に所属する場合
 - （2）当該試験研究計画の研究実施者と親族関係にある場合
 - （3）当該試験研究計画の研究実施者と直接的な競争関係にある場合
 - （4）当該試験研究計画の研究実施者と緊密な共同研究を行う関係にある場合
 - （5）当該試験研究計画の研究実施者と密接な師弟関係又は直接的な雇用関係にある場合

(6) その他、生研センター所長が公正な判断を行うに適當ではないと判断した場合

第3 試験研究成果の評価方法等

- 1 評価は以下の研究戦略の各分野の計画研究及び補完研究ごとに行う。
 - ①医学・栄養学との連携による日本食の評価
 - ②情報工学との連携による農林水産分野の情報インフラの構築
 - ③理学・工学との連携による革新的ウイルス対策技術の開発
 - ④工学との連携による農林水産物由来の物質を用いた高機能性素材等の開発
- 2 生研センターは、研究の成果を記入するための様式を作成し、委員等に配布又は送付し、収集又は回収し、集計する。
- 3 評価は、競争的資金事業実施規程第15条に準じて行うこととし、同条第3項の規定により研究代表者に提出させる資料等（以下「評価資料等」という。）に基づき作成する評定案により評定を行う。
- 4 委員会は、評価の終了後、遅滞なく評価結果を取りまとめる。
- 5 上記評価結果を取りまとめたとき、生研センターは研究代表者に評価結果を通知するとともに、その概要をホームページ等で公表する。

第4 試験研究成果の評価

- 1 評価は、単年度評価及び終了時評価に分けて行うこととする。
- 2 単年度評価は、研究戦略の各分野の計画研究及び補完研究の試験研究計画ごとに、各年度に達成すべき試験研究計画の目標に対する試験研究の成果の達成の程度及び当該年度の翌年度以降の試験研究計画の実施内容について、評定することを目的とする。
- 3 終了時評価は、研究戦略の各分野の計画研究及び補完研究の試験研究計画ごとに、研究終了年度までに獲得された試験研究計画に係る試験研究の成果の達成度や社会実装に対する波及効果等について、評定することを目的とする。

第5 単年度評価

- 1 単年度評価は、毎年度（終了時評価を行う年度を除く。）の終了時に計画研究及び補完研究でそれぞれ以下のとおり実施することとする。
 - (1) 計画研究においては、評価資料等に基づき委員が作成する評定案について、委員会が総合的な検討をすることにより評定を行う。
 - (2) 補完研究においては、試験研究計画ごとに委員から選定された担当主査（又は副主査）が評価資料等に基づき作成した評定案を基に、委員会が総合的に検討することにより評定を行う。
- 2 前項の案は、試験研究計画ごとに、別表1-1～2に定める評点と講評を付すことにより作成する。
- 3 前項の評点を与えるに当たっては、第3の1の各号に掲げる区分毎に定める評点により作成する。
 - (1) 計画研究

別表 1－1 に掲げる評価項目の各項について、同表に掲げる評定内容に対応する評点

(2) 補完研究

別表 1－2 に掲げる評価項目の各項について、同表に掲げる評定内容に対応する評点

第 6 終了時評価

1 終了時評価は、研究終了年度の終了時に、計画研究及び補完研究でそれぞれ以下のとおり実施することとする。

(1) 計画研究においては、評価資料等に基づき委員が作成する評定案について、委員会が総合的な検討をすることにより評定を行う。

(2) 補完研究においては、試験研究計画ごとに委員から選定された担当主査（又は副主査）が評価資料等に基づき作成した評定案を基に、委員会が総合的に検討することにより評定を行う。

2 前項の案は、試験研究計画ごとに、別表 2－1～2 に定める評点と講評を付すことにより作成する。

3 前項の評点を与えるに当たっては、第 3 の 1 の各号に掲げる区分毎に定める評点により作成する。

(1) 計画研究

別表 2－1 に掲げる評価項目の各項について、同表に掲げる評定内容に対応する評点

(2) 補完研究

別表 2－2 に掲げる評価項目の各項について、同表に掲げる評定内容に対応する評点

第 7 評価結果の反映

生研センターは、単年度評価における委員会の評価と次年度において改善すべきとされた試験研究計画の事項について、必要に応じて研究代表者に評価結果に基づく次年度の試験研究計画の修正を指示するものとする。

第 8 その他

この要領に定めるもののほか、委員会の議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員に諮って定める。運営について疑義が生じた場合は、生研センター所長が裁定するものとする。

付 則

この要領は、平成 27 年 2 月 13 日より施行する。

別表1－1

革新的技術創造促進事業(異分野融合共同研究:計画研究)
単年度評価基準

評価項目	評点	評定の内容
1) 総合評価	5	当該年度の目標を上回る達成であり、優れた成果が得られた。
	4	当該年度の目標を達成し、良好な成果が得られた。
	3	当該年度の目標を達成し、予定した成果が得られた。(標準)
	2	当該年度の目標達成が不十分であり、一層の努力が必要である。 (一部の分担課題については研究計画の変更も検討する必要がある)
	1	当該年度の目標を大幅に下回る達成であり、研究計画の全面的な見直しが必要である。 (研究全体の打ち切り又は一部の分担課題については研究を中止する)
	2) 進捗状況	a 当該年度の試験研究計画を上回る進捗が認められた。
		b 当該年度の試験研究計画に沿った着実な進捗が認められた。
		c 当該年度の試験研究計画に下回る進捗状況である。
		d 当該年度の試験研究計画に沿った進捗が認められない。
	3) 研究成果	a 発表論文等や知的財産権の出願などが多く、当該年度の研究成果の公表が活発である。
		b 発表論文等や知的財産権の出願などがあり、当該年度の研究成果の公表が順調に進んでいる。
		c 研究成果の公表は一定程度見られるが、発表論文等や知的財産権の出願などを強化する必要がある。
		d 当該年度の研究成果の公表が少ない。
	4) 成果の普及性	a 農林水産・食品産業分野への普及に向け、研究戦略に沿った優れた研究成果が得られた。
		b 農林水産・食品産業分野への普及に向け、研究戦略に沿った着実な研究成果が得られた。
		c 農林水産・食品産業分野への普及に向けての、研究戦略に沿った研究成果に課題が残されており改善に向けての検討が必要である。
		d 農林水産・食品産業分野への、研究戦略に沿った研究成果の普及は期待できない。
	5) 研究体制	a 補完研究との連携、コンソーシアムの構成員間や研究実施者間の連携が十分図られており、非常に良好な推進体制である
		b 補完研究との連携、コンソーシアムの構成員間や研究実施者間の連携が図られており、良好な推進体制である。
		c 補完研究との連携、コンソーシアムの構成員間や研究実施者間の連携が不十分であり、推進体制の改善を検討する必要がある。
		d 補完研究との連携、構成員間や研究実施者間の役割分担、責任の明確化及び連携が不十分であり、改善が期待できない。
	6) 今後の研究に向けて	a 提案された試験研究計画の達成目標を既に上回っており、さらに発展した研究を進めるべき。(講評欄に具体的に記述する。)
		b 提案された試験研究計画の内容に沿った研究推進が妥当である。
		c 提案された試験研究計画の内容修正を検討する必要がある。(講評欄に具体的に記述する。)
		d 提案された試験研究計画について、一部分担課題の打ち切り等を含めた大幅な修正が必要である。(講評欄に具体的に記述する。)

別表1－2

革新的技術創造促進事業(異分野融合共同研究:補完研究)
単年度評価基準

評価項目	評点	評定の内容
1) 総合評価	5	当該年度の目標を上回る達成であり、優れた成果が得られた。
	4	当該年度の目標を達成し、良好な成果が得られた。
	3	当該年度の目標を達成し、予定した成果が得られた。(標準)
	2	当該年度の目標達成が不十分であり、一層の努力が必要である。 (一部の分担課題については研究計画の変更も検討する必要がある)
	1	当該年度の目標を大幅に下回る達成であり、研究計画の全面的な見直しが必要である。 (研究全体の打ち切り又は一部の分担課題については研究を中止する)
	2) 進捗状況	a 当該年度の試験研究計画を上回る進捗が認められた。
		b 当該年度の試験研究計画に沿った着実な進捗が認められた。
		c 当該年度の試験研究計画に下回る進捗状況である。
		d 当該年度の試験研究計画に沿った進捗が認められない。
	3) 研究成果	a 発表論文等や知的財産権の出願などが多く、当該年度の研究成果の公表が活発である。
		b 発表論文等や知的財産権の出願などがあり、当該年度の研究成果の公表が順調に進んでいる。
		c 研究成果の公表は一定程度見られるが、発表論文等や知的財産権の出願などを強化する必要がある。
		d 当該年度の研究成果の公表が少ない。
	4) 成果の普及性	a 農林水産・食品産業分野への普及に向け、研究戦略に沿った優れた研究成果が得られた。
		b 農林水産・食品産業分野への普及に向け、研究戦略に沿った着実な研究成果が得られた。
		c 農林水産・食品産業分野への普及に向けての、研究戦略に沿った研究成果に課題が残されており改善に向けての検討が必要である。
		d 農林水産・食品産業分野への、研究戦略に沿った研究成果の普及は期待できない。
	5) 研究体制	a 計画研究との連携、コンソーシアムの構成員間や研究実施者間の連携が十分図られており、非常に良好な推進体制である
		b 計画研究との連携、コンソーシアムの構成員間や研究実施者間の連携が図られており、良好な推進体制である。
		c 計画研究との連携、コンソーシアムの構成員間や研究実施者間の連携が不十分であり、推進体制の改善を検討する必要がある。
		d 計画研究との連携、構成員間や研究実施者間の役割分担、責任の明確化及び連携が不十分であり、改善が期待できない。
	6) 今後の研究に向けて	a 提案された試験研究計画の達成目標を既に上回っており、さらに発展した研究を進めるべき。(講評欄に具体的に記述する。)
		b 提案された試験研究計画の内容に沿った研究推進が妥当である。
		c 提案された試験研究計画の内容修正を検討する必要がある。(講評欄に具体的に記述する。)
		d 提案された試験研究計画について、一部分担課題の打ち切り等を含めた大幅な修正が必要である。(講評欄に具体的に記述する。)

別表2-1

革新的技術創造促進事業(異分野融合共同研究:計画研究)
終了時評価基準

評価項目	評点	評定の内容
1) 総合評価	5	試験研究計画の目標を上回る達成であり、研究戦略の実現につながる優れた成果が得られた。
	4	試験研究計画の目標を達成し、研究戦略の実現につながる良好な成果が得られた。
	3	試験研究計画の目標を達成し、研究戦略の実現につながる予定した成果が得られた。(標準)
	2	試験研究計画の目標達成が不十分であり、研究戦略の実現には一層の努力が必要である。
	1	試験研究計画の目標を大幅に下回る達成であり、研究戦略の実現は期待できない。
2) 技術開発の成果	5	研究戦略の実現につながる画期的な技術開発が精力的に行われた。(その技術開発につながる特許権等の取得が積極的になされた。)
	4	研究戦略の実現につながる優れた技術開発が十分に行われた。(その技術開発につながる特許権等の取得が着実になされた。)
	3	研究戦略の実現につながる技術開発が着実に行われた。(その技術開発につながる特許権等の取得がなされた。)(標準)
	2	(特許権等の取得はなされているが)当初の試験研究計画で見込まれた研究戦略の実現につながる水準に達していない。
	1	当初の試験研究計画で見込まれた研究戦略の実現はなされていない。(特許権等の取得もなされていない。)
3) 得られた研究成果の農林水産・食品分野への普及	5	得られた研究成果が、今後、革新的技術として農林水産・食品分野に既に普及または普及することが確実である。
	4	得られた研究成果の農林水産・食品分野への普及に向けた努力がなされており、今後、革新的技術として農林水産・食品分野へ普及する見通しがついている。
	3	得られた研究成果を踏まえ、今後、革新的技術として農林水産・食品分野への普及が期待される。(標準)
	2	得られた研究成果は革新的技術として農林水産・食品分野へ普及する水準に達しておらず、解決すべき課題が残されている。
	1	研究成果は得られておらず、革新的技術として農林水産・食品分野への普及は困難である。
4) 費用対効果	5	極めて高い。
	4	高い。
	3	妥当である。(標準)
	2	低い。
	1	極めて低い。
5) 各構成員の研究開発への貢献	5	補完研究との連携及び計画研究の構成員間の連携が十分図られており、各構成員が研究成果の獲得に極めて重要な役割を果たした。
	4	補完研究との連携及び計画研究の構成員間の連携が十分図られており、各構成員が研究成果の獲得に重要な役割を果たした。
	3	補完研究との連携及び計画研究の構成員間の連携が図られており、各構成員が研究成果の獲得に担うべき役割を果たした。(標準)
	2	補完研究との連携及び計画研究の構成員間の連携が十分でなく、各構成員が研究成果の獲得が十分とはいえない。
	1	補完研究との連携及び計画研究の構成員間の連携が十分でなく、各構成員が研究成果の獲得がなかった。

別表2-2

革新的技術創造促進事業(異分野融合共同研究:公募(補完)研究)
終了時評価基準

評価項目	評点	評定の内容
1) 総合評価	5	試験研究計画の目標を上回る達成であり、研究戦略の実現につながる優れた成果が得られた。
	4	試験研究計画の目標を達成し、研究戦略の実現につながる良好な成果が得られた。
	3	試験研究計画の目標を達成し、研究戦略の実現につながる予定した成果が得られた。(標準)
	2	試験研究計画の目標達成が不十分であり、研究戦略の実現には一層の努力が必要である。
	1	試験研究計画の目標を大幅に下回る達成であり、研究戦略の実現は期待できない。
2) 技術開発の成果	5	研究戦略の実現につながる画期的な技術開発が精力的に行われた。(その技術開発につながる特許権等の取得が積極的なされた。)
	4	研究戦略の実現につながる優れた技術開発が十分に行われた。(その技術開発につながる特許権等の取得が着実になされた。)
	3	研究戦略の実現につながる技術開発が着実に進められた。(その技術開発につながる特許権等の取得がなされた。)(標準)
	2	(特許権等の取得はなされているが)当初の試験研究計画で見込まれた研究戦略の実現につながる水準に達していない。
	1	当初の試験研究計画で見込まれた研究戦略の実現はなされていない。(特許権等の取得もなされていない。)
3) 得られた研究成果の農林水産・食品分野への普及	5	得られた研究成果が、今後、革新的技術として農林水産・食品分野に既に普及または普及することが確実である。
	4	得られた研究成果の農林水産・食品分野への普及に向けた努力がなされており、今後、革新的技術として農林水産・食品分野へ普及する見通しがついている。
	3	得られた研究成果を踏まえ、今後、革新的技術として農林水産・食品分野への普及が期待される。(標準)
	2	得られた研究成果は革新的技術として農林水産・食品分野へ普及する水準に達しておらず、解決すべき課題が残されている。
	1	研究成果は得られておらず、革新的技術として農林水産・食品分野への普及は困難である。
4) 費用対効果	5	極めて高い。
	4	高い。
	3	妥当である。(標準)
	2	低い。
	1	極めて低い。
5) 計画研究との連携及び補完研究の各構成員の研究開発への貢献	5	計画研究との連携及び補完研究の構成員間の連携が十分図られており、各構成員が研究成果の獲得に極めて重要な役割を果たした。
	4	計画研究との連携及び補完研究の構成員間の連携が十分図られており、各構成員が研究成果の獲得に重要な役割を果たした。
	3	計画研究との連携及び補完研究の構成員間の連携が図られており、各構成員が研究成果の獲得に担うべき役割を果たした。(標準)
	2	計画研究との連携及び補完研究の構成員間の連携が十分でなく、各構成員が研究成果の獲得が十分とはいえない。
	1	計画研究との連携及び補完研究の構成員間の連携が十分でなく、各構成員が研究成果の獲得がなかった。